

電気通信紛争処理委員会（第165回）議事録

1 日時

平成28年12月9日（金）午前10時から午前11時35分

2 場所

総務省第4特別会議室

3 出席者（敬称略）

(1) 委員

中山 隆夫（委員長）、荒川 薫（委員長代理）、小野 武美、平沢 郁子、
山本 和彦（以上5名）

(2) 特別委員

荒井 耕、大橋 弘、小塚 莊一郎、近藤 夏、矢入 郁子（以上5名）

(3) 総務省（総合通信基盤局電気通信事業部）

巻口 英司 電気通信事業部長、藤野 克 料金サービス課長

内藤 新一 料金サービス課企画官

川野 ヒロコ 料金サービス課課長補佐

(4) 事務局

岩田 一彦 事務局長、村松 茂 参事官、町田 誠 紛争処理調査官

梅澤 信司 上席調査専門官、徳部 潔 上席調査専門官

4 議題

(1) 委員長の選任及び委員長代理の選任について【公開】

(2) あっせん委員及び仲裁委員対象者の指定について【公開】

(3) 日本通信株式会社からの接続協議再開命令の申立てに係る総務大臣からの諮問について【公開（一部非公開）】

(4) あっせん事案について【非公開】

(5) あっせん申請の受理について【非公開】

※議題（3）の一部から（4）は、会議を公開することにより、当事者又は第三者の権利、利益を害するおそれがあるため、電気通信紛争処理委員会運営規程第16条第1項の規定に基づき非公開で開催し、同規程第17条第1項及び第18条第1項の規定に基づき、会議の議事録及び使用した資料を非公開とする。

5 議事内容

<開会>【公開】

【村松参事官】 それでは、ただいまから第165回電気通信紛争処理委員会を開催いたします。

本日は、委員改選後、最初の会合となりますので、委員長が選出されるまでの間、事務局が議事進行を務めます。

本日は、全員5名が出席されておりますので、定足数を満たしております。また、特別委員5名に出席いただいております。

議事に入ります前に、12月3日付で委員5名が国会同意を得まして任命されました。お手元に委員名簿をお配りしております。皆様、再任でいらっしゃると思います。よろしくお願ひしたいと思います。

<議題(1) 委員長の選任及び委員長代理の選任について>【公開】

それでは、お手元の議事次第に従いまして議事を進めてまいります。議題1、委員長の選任及び委員長代理の選任について入らせていただきます。

委員長の選任でございますが、電気通信事業法第146条第1項におきまして、委員の互選により選出とされております。委員の皆様のご意見を伺いたいと存じます。ご推薦等お願ひいたします。

(小野委員、挙手)

小野委員、よろしくお願ひします。

【小野委員】 中山先生に委員長をお願いできればと思っております。

【村松参事官】 ありがとうございます。

ただいま、小野委員から中山委員を委員長にとのご推薦をいただきました。皆様、いかがでございましょうか。

(「異議なし」の声)

【村松参事官】 それでは、中山委員に委員長をお願いしたいと存じます。

ここからの議事は委員長にお願ひいたします。中山委員長、よろしくお願ひいたします。

【中山委員長】 ただいま委員長を仰せつかりました。これまでと同様、引き続きよろしくお願い申し上げます。

それでは、議事を続けてまいります。委員長代理の選任でございますが、電気通信事業法の規定により、委員会は、あらかじめ、委員長に事故があるときにその職務を代理する委員を定めておかなければならないと規定されておりますので、私が職務を執れないときの委員長代理を決めたいと存じます。

委員長代理には、引き続き荒川委員にお願ひできないかと考えておりますが、委員の皆様、いかがでございましょうか。よろしゅうございますか。

荒川委員、お願ひできますでしょうか。

【荒川委員長代理】 はい。よろしくお願いいたします。

【中山委員長】 ありがとうございます。

それでは、荒川委員は、委員長代理席のほうにお移りいただけますか。よろしくお願いいたします申し上げます。

＜議題（２）あっせん委員及び仲裁委員対象者の指定について＞【公開】

議事を続けます。議題２、あっせん委員及び仲裁委員対象者の指定について、事務局から説明をお願いいたします。

【村松参事官】 資料１６５－１でございます。当委員会におきますあっせん及び仲裁委員につきましては、委員会があらかじめ指定する委員及び特別委員の中から、個別の事案ごとに委員会が指定しまして、紛争処理に当たることになっております。このため、今回、委員任命後、最初の委員会となりますので、５名の委員を指名対象者として指定するものでございます。

【中山委員長】 ありがとうございます。

ただいまの事務局からのご説明、従前と同様のものであるということですが、ご質問等はよろしゅうございますか。

それでは、質疑を終えて、委員全員を指定することにしたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしゅうございますね。

それでは、あっせん委員及び仲裁委員対象者として、委員５名を指名させていただきます。

＜議題（３）日本通信株式会社からの接続協議再開命令の申立てに係る総務大臣からの諮問について＞【公開（一部非公開）】

次に、議題３です。日本通信株式会社からの接続協議再開命令の申立てに係る総務大臣からの諮問について、初めに、事務局から説明をお願いしたいと思います。少しお待ちしていますので、どうぞ。よろしゅうございますか。

それでは、まず、事務局のほうからご説明願います。

【町田紛争処理調査官】 総務大臣より、電気通信紛争処理委員会に対し、１２月８日付で、電気通信事業法第３５条第１項の規定に基づき、日本通信株式会社から申し立てのあった接続命令について諮問が行われました。

同法第３５条第１項の規定による接続協議再開命令は、同法第１６０条の規定により、当委員会に諮問がなされることとなっており、本件は、これに基づくものであります。

本日は、本件諮問について、総合通信基盤局から説明を受けることになっております。

なお、本件資料のうち、非公開とすべき部分については、委員限りとなっております。

事務局からは以上でございます。

【中山委員長】 ありがとうございます。

それでは、総合通信基盤局電気通信事業部、藤野料金サービス課長からご説明をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

【藤野料金サービス課長】 総務省の料金サービス課の藤野でございます。本日はよろしくお願いたします。

お手元の資料でございますけれども、資料165-2ということで、それぞれ枝番がついていて幾つかに分かれておりますけれども、こちらの資料、それから、命令申立書、聴聞の調書、報告書等がお手元にあるかと思っております。こちらに従いまして、ご説明させていただきます。

一番最初の表のところですが、資料165-2とございます。その内容が、表紙をめくっていただきますと、表にして書いてございます。165-2-1、それから2-2、2-3、2-4、2-5とございます。

2-1を御覧いただきますと、こちらに①から④ということで、ご説明等の資料をご用意させていただいておりますけれども、このうち、④のみ委員限りの扱いとなっておりますので、こちらについては非公開のセッションのほうで使わせていただきます。

まず、①から③に則してご説明したいと思います。165-2-1-①でございます。こちらは総務大臣からの諮問書の写しになってございますけれども、こちらのページをめくっていただくと恐縮ですが、(5)ページとございます。こちらの165-2-1-②ということでございますが、こちらに日本通信株式会社からございました接続協議再開命令申し立ての概要を説明してございます。こちらに則して申し立て内容について、まずご説明させていただきます。

こちらの資料にありますとおり、申立者は、日本通信株式会社でございます。接続命令の名宛て人として申し立てられている者は、ソフトバンク株式会社でございます。申し立ては、本年の9月29日にございました。

概要についてご説明いたしますと、日本通信株式会社がソフトバンク株式会社に対して、日本通信株式会社が設置する電気通信設備、それから特定移動端末設備との符号の伝送を可能とするような形で、ソフトバンク株式会社の電気通信回線設備との接続を求めているものでございます。

概要図が下にございます。こちら、申立書に則してまとめたものでございますけれども、この図の右側のほう、日本通信株式会社の電気通信設備とございます。ゲートウェイ装置、パケット交換機等を内容としているものでございます。こちらと、左側の点線で囲ったところ、こちらがソフトバンク株式会社の移動通信ネットワークでございまして、やはり、パケット交換機やゲートウェイ装置等を内容としてございます。こちらの双方の接続、図中の二重丸が接続

点と言われているもので、責任の分界点をあらわしておりますけれども、この接続を求めているものでございます。

文章に戻っていただきますけれども、概要のほうの2段落目でございます。ソフトバンク株式会社は、これにつきまして、今年の3月から7月にかけて、SIMロックフリー端末と言われているような形の端末で動作するSIMカードの提供を可とするものの、SIMロック端末で動作するSIMカードの提供は不可であると回答しました。このやりとりに関して争いがあるものでございます。

こちらにつきまして、ご説明いたします。SIMロック端末と申し上げますのは、その端末が特定の事業者のインフラ、この場合は、ソフトバンク株式会社のインフラストラクチャーについてのみ使えるようにしてある端末ということでございます。SIMといいますのは、ユーザーに割り当てる識別番号、IMSIというのがございますけれども、こうしたものなどを識別する形で、このユーザーは、ソフトバンク株式会社のインフラを使うユーザーであると判別いたしまして、その場合には動作する、そうでない場合には動作しないという形の取り扱いがなされているものということでございます。

下の図に戻っていただきますと、SIMロックがかかっている端末、それから、かかっていないSIMロックフリー端末、その2種類があるわけでございますけれども、この赤線がSIMロック端末からの通信でございます。それから、緑線がSIMロックフリーの端末からの通信をあらわしておりますけれども、緑のほうについては通信ができるような形で接続するが、赤のほうはできないような形になるということで、ソフトバンク株式会社からは考え方が日本通信株式会社に示されているということでございまして、日本通信株式会社のほうでは、この双方について通信が可能となるような接続を求めるということで、本件申し立てがあったものでございます。

こちらの双方のやりとりに関して、争点となっておりますけれども、こちらについては(7)ページ、165-2-1-④という資料でございますが、こちらでその経過についてご説明しております。これについては委員限りということになっていきますので、その概要関係は、これからご説明しますけれども、こちらの経緯について御覧いただくのは非公開のセッションのほうでお願いしたいと思っております。

続きまして、資料165-2-2の資料を御覧いただきたいと思っております。こちらは今回諮問させていただいております協議再開命令の案でございます。これに則してご説明をさせていただきます。

表紙をめくっていただきますと、この案の1ページ目、命令の案文でございます。結論としましては、ソフトバンク株式会社に対して、協議の再開を命ずるという形の命令を行いたいということでございます。その理由について、次

のページに書いてございます。

この接続協議の命令につきましては、形式的な要件として、接続協定の締結に関する協議の不調の事実があるかどうかということが、まず論点となります。特に、今回の案件につきましては、ソフトバンク株式会社のほうでは、こちらについて争っているわけですので、やや詳しく、この「理由」のところでは（１）において述べてございます。

それから、次のページからは、法第３２条各号に掲げる場合に該当しないことについてということで、幾つか述べてございます。こちらは接続協議の命令については、本件が電気通信事業法第３２条に従って、接続請求をされた側の事業者、今回の場合はソフトバンク株式会社ですけれども、これについて応諾義務があるかどうか。この応諾義務があるというのは、この第３２条各号に掲げる場合に該当しない場合については応諾する義務があることとなりますので、こちらに該当しないことについてご説明しているものでございます。

順番にご説明させていただきます。「理由」の資料です。資料でいいますと表紙を含めて３ページ目のところに戻っていただきますが、まず、日本通信株式会社、ソフトバンク株式会社の間で接続協定の締結に関する協議の不調の事実があることについてご説明しているものでございます。

まず、１段落目から参りますけれども、日本通信株式会社がソフトバンク株式会社に対して、日本通信株式会社の電気通信設備とソフトバンク株式会社の電気通信回線設備との接続を求めているということで、この申し立てがこの接続に関するものと認められるということを述べてございます。

日本通信株式会社は、先ほどもご説明しましたが、いわゆるSIMロック端末を使った通信ができるような形の接続を求めてございます。この段落の５行目以下になりますけれども、電気通信設備あるいは電気通信回線設備を電氣的につなげる状態だけでは、これを電気通信事業法の接続とは言わないと考えてございまして、これをつないで、相互間で通信が可能な状態となっている必要があると考えてございます。

こういった通信が可能となるような形で、いわゆる接続が成立していることについては、現在のこういったMVNOと呼ばれている事業の形態におきましては、端末が動作するのにSIMカードの提供が必要となっております。適切なSIMカードが提供されることで、ソフトバンク株式会社との日本通信株式会社の接続が成り立つということですので、このSIMカードの提供を求める行為を日本通信株式会社はソフトバンク株式会社に行っておりまして、そこが争点になっておりますが、この行為は、この接続の請求の一環をなすと認められるとまとめてございます。

それから、日本通信株式会社の申し立てとソフトバンク株式会社の意見等から、次の事実が確認できるとして、このページの下半分のところからご説明し

てございます。

日本通信株式会社は、平成27年8月7日付で、ソフトバンク株式会社に対して、本件の接続に関する事前調査の申し入れを行っております。この事前調査と申しますのは、ソフトバンク株式会社が定めた手続によりまして、接続ができるかどうか、接続の可否について問い合わせる手続となっております。

これを行ったのがこの日だということでございまして、これに関しまして、ソフトバンク株式会社においては、同年の11月11日に、日本通信株式会社に対して、この接続に関して使われる端末について説明しているということでございます。これは、SIMカードはSIMロックがかかっていない端末のみ利用可能である形にすることだったということでございます。

これはソフトバンク株式会社側からの言い分なわけですが、日本通信株式会社のほうでは、ここについては、事実関係について、必ずしもソフトバンク株式会社の説明どおりとなっておりますけれども、いずれにしましても、本年の2月24日のソフトバンク株式会社との協議までには、こういった端末しか使えない形でソフトバンク株式会社は考えるということで、それでは困るということで、SIMロック端末との伝送交換を実現するような接続を求めるといって行っております。

これは2月24日だけではなくて、さらに3月1日にも、ソフトバンク株式会社に対して求めているということでございますけれども、これに対して、ソフトバンク株式会社側は、本年の3月23日から7月21日にかけて、何度かにわたって、こういった請求には応じられないという回答を行っております。そして、結果として、双方間の接続に関する協定の締結は行われていないということで、日本通信株式会社は今回の申し立てを行っているとございまして、本件命令の形式的要件に当たる接続協定の締結の協議の不調というのが事実としてあるのではないかとということでまとめてございます。

接続協議の不調の事実があったということで、それでは、本件が接続協議の命令の要件を満たしているかということについてご説明いたします。

この(2)と書いてあるところがその説明になってございます。こちらにつきましては、電気通信事業法第32条の各号において、拒否事由を規定してございます。このうちの第1号、第2号は、そのまま法律で書いてあるわけですが、3号のところでは、省令への委任が行われておりまして、委任を受けた総務省令、具体的には電気通信事業法施行規則第23条でございまして、こちらで拒否ができるようなときの理由について挙げてございます。ですので、今の省令では2つ挙がっておりますので、都合4つの件について、ここでは検討してございます。

まず、①でございまして、電気通信事業法第32条第1号に該当しないかということでございまして、こちらは、この接続を行うことで、電気通信役務の円滑

な提供に支障が生ずるおそれがあるという場合には、請求に対して拒否できるということでございますけれども、こちらについて検討してございます。

MVNOのサービスの利用者がSIMロック端末を用いてMVNOのサービスの提供を受けるという形態は、確かにソフトバンク株式会社のインフラについて事例はございませんけれども、ほかのインフラを持つ電気通信事業者については既に事例がございます。また、ここにおいて、サービスの円滑な提供に支障が生ずるといったような事態も特に指摘されているという事実はございません。また、今後そういったことが生ずる可能性があるだろうかということも想定できないのではないかとございまして、本件接続によって役務の円滑な提供に支障が生ずるおそれがあるとは認められないのではないかとまとめてございます。

続いて、②でございまして。電気通信事業法第32条2号に該当しないかということですが、こちらは、この接続によって、本件でいえばソフトバンク株式会社側になりますけれども、この利益を不当に害するおそれがあるのではないかとということについて検討したものでございます。

なるほど、この接続を行うことで、電気通信事業者間の競争、ソフトバンク株式会社にとっては競争相手の日本通信株式会社のサービスが拡大するという可能性がございますので、そういった競争によって、ソフトバンク株式会社の利益が減ずる事態が想定されないとはいえないわけですがけれども、そういった競争は正当な競争である、特にソフトバンク株式会社の利益を不当に減じるようなものではないと考えられます。ですので、こういった形での利益が損なわれるおそれというのは、ここでいう利益を不当に害するおそれとはいえないであろうと考えられます。

また、これ以外に、この接続を行うことで、ソフトバンク株式会社側の利益を不当に害するような事態があるだろうかということ、それも特に想定できないということで、こちらについても、この電気通信事業法に挙げているようなおそれというのがあると認められないのではないかとまとめてございます。

続いて、省令で挙げている事項についての検討でございまして。まず、電気通信事業法施行規則第23条第1号の件でございまして、こちらは、接続を請求する日本通信株式会社の側において、この接続によって生ずる負担金額の支払いを怠り、または怠るおそれがあるという理由が挙げられるのではないかとございまして。こういうような理由の存在について、特にソフトバンク株式会社側からも主張はございませんけれども、日本通信株式会社についても、そういった負担金額の支払いを行わないおそれがあるという特段の理由は認められないのではないかとございましてまとめてございます。

それから、④でございまして。この接続に応じるために、電気通信回線設備の設置や改修が必要になるのだけれども、これが技術的または経済的に著しく困

難であるという理由が存在しないかということでございます。

電気通信事業者間の協議のやりとりを見てみますと、本年5月18日のソフトバンク株式会社から日本通信株式会社への説明の中では、SIMロック端末を利用可能とするには、既存のソフトバンク株式会社のサービスの管理・制御の方法の見直しが必要になるであろう、あるいは、オペレーション等の業務面での影響があるであろうということを述べているくだけでございます。しかし、これが具体的にどういった内容なのかということについては、特に説明がございません。

また、ソフトバンク株式会社に対しては、総務省のほうからも質問等を行ってございます。また、意見書もいただいておりますけれども、こういった回線設備の設置、改修の困難等については、検討していないという回答が得られたのみでございました。

本件について、こういった技術的または経済的に著しく困難であるという理由は、したがって、これまでのところ認められないのではないかということでございます。

あとは、形式的な審査の内容として、先ほど言及しませんでした(3)でございます。電気通信事業法第155条の規定に従った仲裁の申請がされている場合は、この仲裁手続のほうを優先するというので、接続命令の検討にはならないということになってございますけれども、こういった仲裁の申請がされている事実もないということでございますので、こちらについて、(3)を付記してございます。

そういった形で、この協議の再開命令を行いたいということでございます。先ほど申し上げましたように、接続協議の経緯の詳細については、非公開の中で、またご説明させていただきたいと思っております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

【中山委員長】 ありがとうございます。

ここからは、現在協議中の事案や事業者間交渉の情報などを含むため、当事者または第三者の権利・利益を保護する観点から、当委員会運営規程第16条第1項の規定により非公開とし、同規程第17条第1項及び第18条第1項の規定により資料165-3、165-4及び議事録は非公開として、さらに説明を受けたいと思っております。

したがって、以上で公開の議題は終了いたしました。傍聴者の皆様には、恐縮ですが、ここでご退室をお願いします。

(傍聴者 退室)

<議題（３）日本通信株式会社からの接続協議再開命令の申立てに係る総務大臣からの諮問について>【非公開】

※この部分については、非公開にて開催した。

<議題（４）あっせん事案について>【非公開】

※この部分については、非公開にて開催した。

<議題（５）あっせん申請の受理について>【非公開】

※この部分については、非公開にて開催した。

<閉会>【非公開】

※この部分については、非公開にて開催した。